# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　LAC Co., Ltd.

最終更新日：2016年5月27日
株式会社ラック
代表取締役社長 高梨 輝彦
問合せ先：IR広報部 03-6757-0107
証券コード：3857
http://www.lac.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり継続的な成長を遂げていく上で、役員と社員全員が共有すべき価値観を確立し、高い倫理観を醸成することが、コーポレート・ガバナンスの確立において不可欠であると認識しております。
こうした認識のもと、当社は、社外取締役を選任し、監査役会等と連携し管理監督機能を有する取締役会のもと経営会議が業務を執行する体制をとっております。
この体制により、経営の管理監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性の強化を実現できるものと考えております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 有限会社コスモス | 6,889,800 | 25.82 |
| KDDI株式会社 | 1,414,200 | 5.29 |
| ラック従業員持株会 | 882,910 | 3.30 |
| 三菱商事株式会社 | 870,000 | 3.26 |
| 三柴　照和 | 816,010 | 3.05 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 599,600 | 2.24 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 441,500 | 1.65 |
| 株式会社ユーシン | 398,400 | 1.49 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 362,700 | 1.35 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 298,500 | 1.11 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

1.当社は、自己株式を1,309,660株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.筆頭株主の有限会社コスモスは、KDDI株式会社の100%子会社であります。

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 西川 徹矢 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 上住 甲子郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 西川 徹矢 | ○ | ―― | 警察、防衛省、内閣官房における要職を歴任された豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の一層の活性化を促進し、併せて経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化を図っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。<br><br>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。 |
| 上住 甲子郎 | ○ | ―― | 株式会社インテージおよびその他の会社における経営者としての実績に基づく経験や見識から、当社の企業価値向上への支援および当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。<br><br>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| | |

| | |
|---|---|
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人が決算に関して行う報告会には、監査役、取締役のほか、内部監査人も出席し意見交換を行い、実効的な内部監査を実施します。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 高井 健ぞう | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 斎藤 昌治 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 高井 健ぞう | ○ | ―― | 弁護士としての専門能力に基づき、その経験や見識から、企業経営の健全性、特にコンプライアンスの観点についての適切な監査およびアドバイスをいただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。<br><br>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。 |
| 斎藤 昌治 | ○ | ―― | 公認会計士としての専門能力に基づいた経験や見識を監査役として活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。<br><br>また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社経営者や利害関係者との特別の利害関係はなく、独立した立場での経営監督機能の発揮を期待して独立役員に指定しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、業績連動型報酬制度ならびに業績賞与制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

平成20年6月24日開催の定時株主総会にて承認された取締役の報酬等の総額、年額金400百万円以内の枠内で社内取締役、社外取締役に支給される総額を開示しております。また、監査役に支給される総数の開示を含め、役員に支給される総額とそのうち社外役員に支給される総額も開示しております。
なお、有価証券報告書および招集通知（事業報告）は、当社ホームページにも掲載しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、役位別テーブルに基づき会社業績および個人の貢献度に応じて定められる固定報酬部分と、年度の利益額に直接連動して支給額が決定される業績賞与部分より構成されております。
この業績賞与部分は期末における業績賞与支払前連結営業利益額に一定率を乗じた額を役員・従業員に対する業績賞与原資総額とする事を基本的な考え方としており、さらに当該業績賞与原資総額に役位別に定めた率を乗じた額を各役員に対して支給するものであります。
業績賞与原資総額は以下の算式により算出いたします。

業績賞与原資総額 ＝（業績賞与支払前連結営業利益 － 21億円）× 1／3

役員各人に対する業績賞与額（利益連動給与）は、上記により算出された業績賞与原資総額に平成28年3月末時点での役位に応じ、下記計算方法により算出し支給いたします。
この業績賞与制度の導入については平成25年3月21日および平成25年6月12日開催の取締役会において決議しており、さらに平成28年3月期の適用にあたっては、平成27年6月11日開催の取締役会において決議しております。

取締役の業績賞与（利益連動給与）の計算方法

取締役の業績賞与 ＝ 業績賞与原資総額 × 役位別比率（※）
（※）役位別比率：社長：4%、役付取締役：3%、取締役：2%、従業員兼務取締役：0.3%、社外取締役：0.5%

なお、業績賞与の上限額は、連結営業利益が概ね50億円となった場合に想定される支給額とし、その額は社長5,800万円、役付取締役4,400万円、取締役2,900万円、従業員兼務取締役450万円、社外取締役700万円といたします。

平成27年3月期の取締役の業績賞与（利益連動給与）については、平成26年3月期有価証券報告書に記載の方法に基づいて実施しており、業績賞与支払前連結営業利益額は29億799万335円でありました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）に対しては会議開催までに事前に説明資料等を送付して議事の内容を検討できるよう、取締役会、監査役会での討議の活性化を図ってまいります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

社外取締役2名を含む9名の取締役により構成される取締役会は、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況の監視・監督を行っております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成され、毎月1回定期に、また必要に応じて臨時に開催されております。監査役は取締役会への出席のほか、経営会議等の重要会議に出席し、独立した立場から経営の監視を行っております。
なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
また、業務執行を担う経営会議は、常勤の取締役と各業務組織の最高管理責任者等で構成され、原則として毎月2回開催しております。

監査役の機能強化に向けた取組み状況
監査役の職務を補助する従業員を配置するとともに、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議への出席や稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧ができ、必要に応じて取締役や従業員から説明が受けられるよう体制整備に努めています。
また内部監査部と会計監査人との連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

社外監査役に関する事項（当社における役割や機能について）
経営者から独立した立場で経営陣の意思決定のプロセスや重要案件に関して審議が充分になされているか等を監督し外部の目線で適切な助言や指導をいただいております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と高い見識を有する2名の社外取締役および2名の社外監査役を選任しており、専門的かつ客観的な観点から経営への意見や助言を受けることにより、経営の透明性と健全性を高め、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しています。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会招集通知は通常通り開催日の2週間前に発送しておりますが、当社ホームページへは早期掲載に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 多くの株主様が出席できるように集中日を避けて総会を実施しております。 |
| その他 | 総会終了後、同一会場にて株主懇談会を開催し、当社への理解を深める施策を実施しております。また、当社ホームページに招集通知、総会・懇談会での説明資料を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページに掲載しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 個別ミーティングを適宜行っております。<br>また、中期経営計画の説明会は定期的に行う予定であります。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算説明資料、年次報告書、財務ハイライトなどIR資料の掲載の充実を図っております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR広報部 Tel：03−6757−0107 | |
| その他 | IR支援会社に企業分析レポートの作成を委託し、四半期毎の決算情報や最新の開示情報を、日本語のみならず英語でも発信し、海外投資家を含めたIRの充実に努めております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は「企業行動規範」を制定し、「健全な事業活動を通じて適正利潤を追求するとともに、これを各ステークホルダーに適正に還元し、企業としての永続的な発展を図る」旨の方針を掲げております。また、会社組織に代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・内部統制委員会」を設置し、「ラックコンプライアンスポリシー」および「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は企業理念のひとつに「地球環境に責任を持つ企業であり続ける」を掲げております。<br>2010年5月より当社グループが入居しているオフィスビルは、省エネ、省資源やリサイクルなど環境に配慮した建物で、そのようなオフィス環境のなかで固定電話の廃止、無線LANの導入などによりフリーアドレスを実現し、全社挙げて節電やペーパレス化の推進、ごみの分別の徹底による再資源化など環境保全への活動に取り組んでおります。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 株主に限らず、広く一般投資家に対して、投資判断の基礎となる会社情報を公平、均等、正確かつ迅速に提供することを基本方針としております。 |
| その他 | 当社では女性社員の積極的な活用を重要な施策の一つとして位置づけ取り組んでいく考えであります。<br>既に取り組んでいるキャリア開発を申告する制度に加え、今後はロールモデルの設置や外部のキャリアコンサルを活用した社員の意識改革を促すことなど、また、育児・介護の状態にあっても雇用の継続や職場復帰後の就業を支援するための勤務形態として、短時間勤務の延長を申請により認めることの他、さらなる多様化に向け拡充・整備するとともに男性社員の育児休業取得率向上など、全体として女性社員が活躍できる場の提供を図ってまいります。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、情報サービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続可能性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。この認識のもと、会社法第362条第5項および同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第１項および同規則同条第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、業務の有効性、効率性および適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上
を図ってまいります。
本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。）および従業員（嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。）に適用されます。

当社は、代表取締役直属の内部監査部に内部統制評価機能を設置するほか、危機管理委員会、コンプライアンス・内部統制委員会を設置し、グループ全体を対象とする内部統制システムの構築を図っております。
また内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、コンプライアンスポリシー、企業行動規範と社員行動指針を制定し、グループ各社の役員および社員全員が、社会倫理および法令違反の未然防止に努めております。
さらに、法令、社内規則や社会倫理に違反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保するため、倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程を制定し、社内のほか社外にも通報窓口を設置しております。なお通報者については、本人の希望により匿名性が確保され安全と利益が保障されるよう運営しております。
第三者によるコーポレート・ガバナンス体制への関与状況としましては、顧問弁護士からは顧問契約に基づき必要に応じて助言を受けるほか、内部通報制度における社外の通報窓口として関与を受けております。
また、会計監査人からは、監査契約に基づき、決算期における会計監査を受けております。

1.取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社およびグループ会社(以下ラックグループという)の全ての取締役および従業員が、法令、定款およびその他会社が定める規程に適合することを確保するために、リスク管理委員会 において コンプライアンス体制および内部統制の整備並びに問題点の把握に努める。

(2)当社は、ラック グループコンプライアンスポリシーを制定し、ラックグループの全ての取締役および従業員が法令、定款およびその他会社が定める規程を遵守し、ラックグループおよび社会の構成員として、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行することを定める。

(3)当社は、「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定し、ラックグループの全ての取締役および従業員により、コンプライアンス違反行為が行われた場合、または行われる恐れが生じた場合に備え、倫理・コンプライアンス上の相談・通報の窓口（以下相談・通報窓口という）を設置し、相談・通報内容を秘守するとともに、相談・通報者に対して、不利益な扱いを行わないよう定める。

2.取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款および社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3.損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役は企業活動の持続的発展を実現するために、各業務執行責任者が所管分野に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において最終的に評価・決裁する。

(2)以下の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるための危機管理委員会により、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策（教育、訓練、設備など）を整備する。

1:役員・従業員の不適正な業務執行により販売・開発活動等に重大な支障を生じるリスク
2:基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
3:地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
4:その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(3)経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生した場合、または発生する恐れが生じた場合、危機管理委員会の統率下で危機管理マニュアルに従い迅速に対処する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

(4)情報資産の管理については特に注意を払い、情報セキュリティ基本方針を始めとする諸規程の遵守徹底を図り、セキュリティレベルを維持、向上させ、情報資産を保護するために必要な運営、管理体制を整備する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

(3)業務執行の効率化と迅速化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として明確に位置
付け、取締役会および取締役の機能強化と活性化を図る。また、ITの適切な利用を通じて業務の効率化や決裁手続きの合理化を図り、経営判断
の迅速化を推進する。

5.当社およびグループ会社 から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)ラックグループは、当社における企業理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。

(2)グループ会社の管理については、関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。当社各取締役、各部門長および各グループ会社社長は、社員に対して、企業集団の内部統制システムの基本方針を周知・徹底する。

(3)ラックグループは、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築し適切に運用するとともに、内部統制に関する施策の充実を図る。

(4)内部監査部門は、グループ会社の内部統制の構築・運用状況を定期的に確認・把握・評価するとともに、必要に応じて改善のための支援を行う。

6.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

7.前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

8.取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席できるものとするとともに、稟議申請その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求める。

(2)取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。

(3)取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高める。

(2)取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を内部統制システムの法令等遵守・リスク管理事項としてとらえ、反社会的勢力による被害の防止に取り組むことを「企業行動規範」および「社員行動指針」に明記するとともに、そのための管理体制を以下のとおり整備しています。
(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、「危機管理委員会」のもとに反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設置し、不当要求防止責任者を配置しています。反社会的勢力による不当要求、経済的取引の形での接近行為に対しては、速やかに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しています。

(2) 外部の専門機関との連携状況
所轄の警察署が主催する連絡会に加入し、警察機関との密接な連携体制を確保するとともに、弁護士等の外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
対応統括部署において警察等の外部の専門機関との連携により、反社会的勢力に関する最新情報の収集に努め、社内への周知徹底を図り、注意喚起等に活用しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況
対応の基本原則、リスク発生時における社員の行動要領を定めた「反社会的勢力による被害防止マニュアル」を作成し、社内ポータルサイトに公開しています。

(5) 研修活動の実施状況
当社は、「企業行動規範」及び「社員行動指針」を役員・社員へ周知・徹底するため常時社内ポータルサイトに公開するとともに、幹部研修や新人研修などを通じて、社会規範の遵守と公正な企業活動の推進、反社会的勢力との関係遮断、その他のコンプライアンス意識向上に向けた啓発活動を推進しています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、構造変化が進展し、ますます競争が激化する情報サービス業界において、当社グループがさらに競争力を強化し、持続可能性の高い経営を実現するためには、戦略の共有と迅速な経営判断が可能な経営体制へと変革することが必要と認識し、平成24年4月1日付けで、完全子会社である株式会社ラック、エー・アンド・アイ システム株式会社、株式会社アイティークルーの3社を吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社へ移行いたしました。

この体制により、意思決定の迅速化や情報共有の促進を図り、これまで以上に、戦略的なグループ経営の実践、事業推進におけるシナジー効果の創出やコスト構造の改革に取り組んでおります。

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図
【別紙1】をご参照ください。

・適時開示体制の概要
当社が発行する有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する当社および当社グループの子会社の会社情報が生じた場合、社内規程に基づき経営企画管理室長を経て情報取扱責任者のもとに情報が集約され、関係部門との協議のうえ、重要事実に該当するかどうかを決定します。【別紙2】の適時開示体制についての模式図のとおり、関係部門が連携して情報の管理および情報に基づく適時開示資料の作成を行います。

【別紙1】コーポレートガバナンス体制図

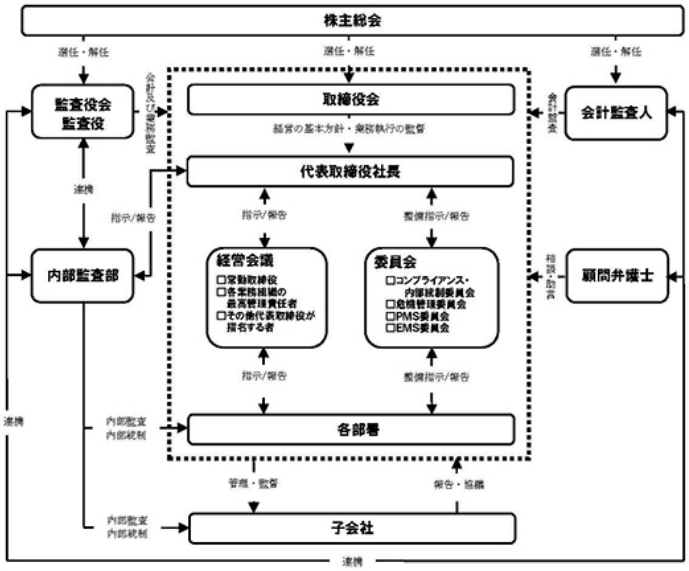

【別紙２】適時開示体制についての模式図

